

2025 年 7 月 15 日
株式会社テー・オー・ダブリュー

労働制度に関する不備の発覚と当社の対応について

このたび株式会社テー・オー・ダブリュー（本社：東京都港区、代表取締役社長：村津憲一）では、専門業務型裁量労働制の運用、および管理監督者の適用に関して、所轄の労働基準監督署より是正勧告および指導を受けました。

社員の皆様をはじめ、ご家族の皆様、株主・投資家の皆様、ならびに関係者の皆様にご心配とご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

当社は、これを真摯に受け止め、速やかに対応を進めるとともに、再発防止を図ってまいります。

1. 事案の概要

(1) 専門業務型裁量労働制に関する手続き上の不備

2024 年 11 月、社員およびその代理人からの申し出を契機として実施した社内調査により、専門業務型裁量労働制の運用について、過半数労働者代表の選出と労使協定の周知に手続き上の不備があることが判明しました。本件については、2025 年 2 月に三田労働基準監督署より是正勧告を受領し、対応を完了しております。

また、適用要件を満たさない状態で制度を運用していたため、未払い賃金が発生しました。最初に申し出のあった社員については、本年6月末までに未払い賃金相当の解決金を支払いました。同様に制度を適用する他の社員に対しても未払い賃金相当の解決金の支払いを順次進めることといたしました。

(2) 管理監督者の適用範囲に関する不備

当社では、人事制度に基づき一定以上の等級にある社員を管理監督者として扱う運用を行ってまいりましたが、2025 年 7 月 11 日、三田労働基準監督署より適用範囲の指導を受けました。現在、管理監督者としている社員については適否を検討したうえで、必要に応じて差額賃金相当を支払う方向で準備を進めることといたしました。

2. 原因

本件は、労働制度の手続き・運用面での不備や、適用判断の見直しの遅れがあったこと、経営陣の監督が十分でなかったことに起因するものと認識しております。

3. 特別損失の計上

当事案による 2025 年 6 月期における特別損失の計上額は現在精査中ですが、400 百万円から 500 百万円程度を見込んでおります。まとも次第、速やかに公表いたします。

4. 関係役員の報酬返上について

以下の関係役員から、報酬返上の申し出がありましたことをご報告いたします。

代表取締役社長：月額報酬の20%×2か月

代表取締役副社長 兼チーフガバナンスオフィサー 兼グループ CHRO HR 室長：月額報酬の20%×2か月

取締役兼執行役員 CFO 兼管理本部長：月額報酬の20%×2か月

5. 再発防止と今後の取り組み

本件を受けて当社では、労務に関わる体制を強化・拡充し、再発防止を図るとともに、外部の意見を取り入れながら、是正が必要とされる制度の適正化を迅速に進めてまいります。

(1) 社内体制強化

新たにコーポレートガバナンス担当として代表権を持つ取締役を配置したうえで、総務・労務領域の専門知識を有する人材を執行役員として外部より登用する予定です。体制を拡充することで、迅速に労務制度を再構築するとともに、適正な制度運用を行ってまいります。

(2) 外部専門家による助言

労務領域を専門とする外部専門家による助言を受けながらデューデリジェンスを実施します。これまでの労務制度・規定および実務体制を全面的に見直すとともに、外部監査体制を再構築し、より実効的な監査機能を整備・運用してまいります。

(3) 役員及び幹部社員等に対する教育

経営陣全体に対して労働制度理解を深める研修を実施いたします。また、幹部やリーダー層に対しても、適切な制度運用のための教育研修を行い、グループ全社のコンプライアンス意識の向上を図ってまいります。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社テー・オー・ダブリュー

コーポレート室長 川嶋 信俊

TEL:03-5777-1888